平成２２年（再イ）第７号
鳥取県鳥取市滝山547番地21
再生債務者　福島　　勉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月６日　　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（再イ）第８号
鳥取県鳥取市滝山547番地21
再生債務者　福島　和代
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月６日　　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（再イ）第２６０号
札幌市南区中ノ沢４丁目４番１号
再生債務者　松吉　　健
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月６日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第３４号
栃木県鹿沼市上久我645番地
再生債務者　大橋　博明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月６日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２１年（再イ）第６９号
千葉県山武郡横芝光町栗山4939番地37
再生債務者　中山洋二郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月６日
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（再イ）第１０号
千葉県銚子市愛宕町3457番地の４
再生債務者　朝比奈昭二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月６日
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（再イ）第１９５号
横浜市南区白妙町５丁目65番地１　パレ・ドール伊勢佐木町南508号
再生債務者　山添　智一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月６日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（再イ）第５号
和歌山県日高郡みなべ町北道185番地
再生債務者　田中　睦雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月６日
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（再イ）第１５号
広島県江田島市江田島町小用３丁目10番14号
再生債務者　西本　朋弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月６日　　広島地方裁判所呉支部

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 22 年９月 16 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役会長兼社長　佐藤　龍雄

記

１．⑶㉗のうち、ニを削り、ハの次に次のとおり加える。

ニ　えちごトキめきフリーパス

㈠　割引をする自動車

㈠に定める期間のうち連続する最大２日間又は３日間（平成22年９月24日及び同年11月22日を除く平日を含む場合に限る。）に、㈡⑷に定めるインターチェンジから㈡⑸に定めるインターチェンジまで往復し、㈡⑸に定めるインターチェンジ相互間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

車　種	料金の合計額	
	２日間利用	３日間利用
軽自動車等	6,500円	7,000円
普通車	8,000円	9,000円

㈢　実施する期間

平成22年９月17日から同年12月17日まで。

㈣　適用インターチェンジ

⑷　出発及び到着エリア

関越自動車道の練馬インターチェンジから水上インターチェンジまで、上信越自動車道の藤岡インターチェンジから信濃町インターチェンジまで、北関東自動車道の前橋南インターチェンジから太田桐生インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）のあきる野インターチェンジから桶川北本インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに中日本高速道路株式会社が管理する中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジ。

⑸　周遊エリア

磐越自動車道の津川インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで、日本海東北自動車道の新潟中央ジャンクションから荒川胎内インターチェンジまで、関越自動車道の湯沢インターチェンジから長岡インターチェンジまで、上信越自動車道の妙高高原インターチェンジから上越高田インターチェンジまで及び北陸自動車道の新潟中央ジャンクションから親不知インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。ただし、磐越自動車道の新潟中央インターチェンジ及び日本海東北自動車道の新潟中央ジャンクションから荒川胎内インターチェンジまでの間の各インターチェンジの各インターチェンジ相互間を除く。

㈤　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。